

第百五十八号議案

東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例

東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「たゞちに保証人連署の請書」を「直ちに請け書」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都引揚者住宅への入居の円滑化を図るため、保証人に係る規定を削除する必要がある。